

壮瞥町子ども読書活動推進計画
(第四次計画)
「より深く豊かな人生を育むために」
令和6年度～令和10年度



山美湖図書室キャラクター「やまうさ」

令和6年4月

壮 瞥 町 教 育 委 員 会

目 次

はじめに

第1 壮瞥町読書活動推進計画の基本的考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画策定の基本
- 3 計画の目標
- 4 計画期間
- 5 子どもの読書活動推進における現状と課題

第2 読書活動推進施策

- 1 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進
 - (1) 家庭における読書活動の推進
 - (2) 地域における読書活動の推進
 - (3) 学校等における読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備
 - (1) 山美湖図書室及び学校図書館における取組

はじめに

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。

北海道では、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」(第一次計画)を策定し、その後第二次計画から第三次計画を策定。令和5年度からは「新しい教育計画」の個別計画として第五次計画が策定され子どもの読書活動推進の取り組みがなされています。

壮瞥町でも、この法律に基づき平成20年度～平成25年度までの6ヶ年計画の第一次計画「壮瞥町読書推進計画」を策定、平成26年度～平成30年度までの5ヶ年計画第二次計画「壮瞥町子ども読書活動推進計画」、令和元年度～令和5年度までの5ヶ年計画第三次計画「壮瞥町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を中心に各種読書活動の推進に取り組みました。

この計画期間における壮瞥町図書室の利用状況は以下のとおりでした。

	町人口(人)	蔵書冊数(冊)	利用者数(人)	貸出冊数(冊)
令和元年度	2, 469	20, 645	4, 337	9, 555
令和2年度	2, 408	21, 096	2, 691	9, 067
令和3年度	2, 376	20, 366	2, 773	9, 769
令和4年度	2, 359	20, 931	2, 835	9, 006
令和5年度	2, 364	20, 957	3, 163	8, 715

これからも、子どもの読書活動を推進していくためには、家庭・地域・学校等が、関係機関や団体等と、緊密な連携と相互協力によって、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

読書は、他者とのよりよいコミュニケーションを築く上で欠くことのできないものであり、乳幼児期の読書は、親子の絆を深め、言語的成長を促すうえで極めて有効な手段といえます。

また、児童生徒にとっては、読書によって得られる知識や読解力は、会話をはじめとするコミュニケーション能力を伸ばし、子ども時代の自己形成に大いに資するものであり、そのために必要な環境を社会全体で整備することが望まれています。

壮瞥町では、読書好きな子どもが増え、読書活動が盛んな町を目指して「壮瞥町子どもの読書推進計画(第四次計画)」を策定しました。

第1 壮瞥町子どもの読書活動推進計画の基本的考え方

1 計画策定の目的

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

このような中「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日施行）に基づき、国、道は「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」を策定し、現在五期目の計画に取り組みを進めているところです。

壮瞥町でも、法律の基本理念を尊重し、すべての子どもが、様々な機会と様々な場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図っていきます。

2 計画策定の基本

本計画は、次の考えを基本に策定します。

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を策定の基本とする。
- (2) 国及び北海道で策定した基本計画を参考にする。
- (3) 「子どもの読書活動」を促進するための諸条件を整備する。
- (4) 新たな施策に限らず、既定の継続事業についても見直しを行い、計画を含め、継続・拡充を図る。

3 計画の目標

子どもの読書活動を推進し、読書活動が盛んなまちづくりを進めるため、子どもの読書活動に関する総合的・計画的な環境整備を進めます。

- (1) 子どもの読書活動の環境づくり
乳幼児期からの読書に親しむ機会づくり、小学生からの読書習慣の形成をしていくための環境づくりを支援する。
- (2) 学校、地域社会が連携した読書活動を推進するための事業展開
 - ① 読書の喜びや楽しさを伝えるため、小中学校への読書啓発事業を展開する。
 - ② 子どもの読書活動に関する理解や関心を深めるため地域の読書活動グループの活動する場や交流を支援する。

4 計画期間

令和6年度から令和10年までの5年間とします。

5 子どもの読書活動推進における現状と課題

《1. 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進》

1) 家庭における読書活動の推進

【現状】

- ・ 就学前児童に対する取組で「ぴょちゃんカード」を発行し読書に親しむ活動を実施している。
- ・ 町保健センターと連携して、乳幼児検診時に合わせブックスタートを実施して読み聞かせや本の紹介など、乳幼児に対し本に親しむきっかけづくりを図っている。
- ・ 読んだ本の記録ができる読書ノートを、希望者に無償で提供し、家庭での読書習慣の定着を図っている。
- ・ 図書館のイベント時に合わせ、乳幼児を対象とした紙芝居や読み聞かせを実施し保護者と子どもに読書習慣の定着に向けた取組を実施している。

【課題】

- ・ 山美湖図書館に乳幼児と保護者で利用する機会が減っている現状がある。乳幼児と保護者を対象にした読み聞かせや本の紹介イベントの充実を図る必要がある。
- ・ 児童生徒の山美湖図書館の利用が減少する傾向にあるのが現状で、学校での読み聞かせ等読書推進活動を実施しているが、それらを継続するとともに、より気軽に山美湖図書館に来てもらえるようにする工夫を図る必要がある。

2) 地域における読書活動の推進

【現状】

- ・ 山美湖図書館では、毎月、町民に向けたサービスとして広報に「やまびこ図書館」を掲載と町内各学校へも配布し幅広く図書館の情報を発信している。
- ・ 読書推進事業の取組として乳幼児、小中学生向き人形劇や映画上映会、育児サークルでの絵本講座の協力、一般向けの講演会などを実施している。また、季節ごとの装飾や特別展、図書フェスティバルを実施し読書活動を推進している。

【課題】

- ・ 山美湖図書館の読書推進に関する取組として、まずは図書館に興味をもってもらい足を運んでもらえるように、図書フェスティバルを中心に、利用者が興味を引くような図書館のイベントを継続して取り組んで行く必要がある。
- ・ 山美湖図書館の存在自体を知らない方も多いため、広報「やまびこ図書館」や、ブックスタートを通じて、積極的に図書館の場所や取り組みを案内・お知らせする必要がある。

3) 学校における読書活動の推進

【現状】

- ・ 町内小学校では定期的に、司書と読み聞かせボランティアによる活動を行っており、絵本や紙芝居などの読み聞かせをしたり、年齢に合わせた本を紹介し、貸出するなど、読書に親しむ環境を整えている。
- ・ 町内各学校へ山美湖図書室や道立図書館より定期的に50～200冊程度の本を貸し出し、学校図書館にはない本に触れることで読書意欲の向上を図っている。
- ・ 町内小学校を対象に道立図書館より本を借用し実施する学校ブックフェスティバルを開始し、多くの図書に触れる機会を提供している。

【課題】

- ・ 全国学力・学習調査で町内児童生徒の読書時間は、小学校は全道、全国よりも読書時間が多い傾向にあるが、中学校は少ない傾向にある。引き続き、図書担当教諭と連携して読書に興味・関心を持たせる新しい取組が必要である。
- ・ 学校図書館を有効的に活用している事例などを学校に提供し、学校図書館を計画的に活用する取組が必要である。

《2. 子どもの読書推進活動を推進するための読書環境の整備》

1) 山美湖図書室と学校図書館における取組

【現状】

- ・ 壮瞥町では「壮瞥町子ども読書活動推進計画（第三次計画）」に基づいて読書推進活動を展開し、また町のホームページでも読書推進計画を公開しています。
- ・ 施設においては新刊図書の展示の工夫、キッズコーナーの充実、図書の返却ポストの設置、図書購入のリクエストなど利用者の要望に応じています。山美湖図書室に所蔵がない本は、他館からの相互貸借をし、利用者の要望に応じています。
- ・ 学校図書館において図書担当教諭との連携を深め、都度、山美湖図書室からの移動図書の内容や冊数の確認・実施をしています。

【課題】

- ・ 児童生徒の図書の貸出が少なく利用率も上がってないことから、学校図書館と連携し、学校図書館、山美湖図書室を有効利用し読書活動を一層充実させ、読書を身につけさせる取組が必要である。定期的にそれぞれに所蔵する本の確認をし、積極的に本の貸し借りをし、知識の補完をし合う必要がある。
- ・ 子どもたちの読書環境を整えるためにはボランティア活動の充実が欠かせないことから、継続して人材を育成し、図書ボランティアの登録会員数を増加させる取組の必要がある。

第3次計画の総括

壮瞥町では平成21年に山美湖図書室がオープンし今年で10年をむかえ、その間壮瞥町読書活動推進計画（第一次計画、第二次計画）に沿って読書活動を推進してきました。図書室の利用者数、貸出冊数は安定しましたが、児童生徒の利用は決して多くない状況にあります。

令和5年度の全国学力・学習調査では、読書に関する質問に対し、小学生では、読書時間は、全道・全国に比べ多い傾向で、特に2時間以上読書する児童は、全道・全国の約2倍です。読書を全くしない児童もいないことから、確実に読書習慣がついていることが確認できます。これからも引き続き、読み聞かせやブックトーク、移動図書等をして、児童に読書の大切さを伝え、読書に興味・関心を持たせるための読書機会の継続、充実に努めます。

また、中学生では、読書する時間は全道・全国と比較して、少ない傾向にあります。特に、2時間以上の読書する生徒が全くいません。これからも引き続き、壮瞥町図書室からの移動図書を行うとともに、生徒が読書の大切さに気付く、興味・関心を持ってもらえるような新しい取り組みをする必要があります。

学校図書館図書の蔵書冊数を見てみますと、壮瞥小学校は6,149冊、壮瞥中学校は4,464冊であり、標準蔵書冊数は小学校6学級で5,080冊、中学校3学級で5,440冊とされており、町内の学校図書館においても、標準冊数に近づけるために、図書司書を通じて適切なアドバイスを今後もしていく必要があると考えます。

また、山美湖図書室の年間貸出総数は、令和3年度9,769冊で住民1人当たり平均4.1冊、令和4年度9,006冊で平均3.8冊、令和5年度8,715冊で平均3.7冊でした。

今後も、蔵書の充実をはじめ、様々な取り組みにより、子どもたちも含め、町民がさらに読書を楽しめる環境作りを進めていく必要があると考えます。

第三次計画における成果と課題を踏まえて、壮瞥町子ども読書活動推進計画（第四次計画）では、子どもたちが読書を楽しむことができ、また、山美湖図書室の利用を進め、住民1人当たり平均4.7冊以上の図書貸出を目標として、各種取り組みについて定めることとします。

第2 子どもの読書活動推進施策

1 家庭・地域・学校等を通じた社会全体で子どもの読書活動の推進

壮瞥町では図書ボランティア、読み聞かせボランティア等との連携により様々な読書活動推進事業に取り組んでまいりましたが、就学前児童・保護者、児童生徒による利用、図書貸出が少ない状況にあります。

このことから、子どもたちの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進する必要があります。今後も子どもの発達段階に応じた取組と、読書に興味・関心が持てるような読書活動推進施策を展開していきます。

(1) 家庭における読書活動の推進

家庭では、絵本や物語の読み聞かせをしたり、家族で図書室に出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけをつくることが大切です。

子どもと一緒に読書したり、読んだ本の感想をお互いに話し合うなど、読書を積極的に家庭に取り入れることで、子どもの読書習慣の定着を図ったり、読書に対する興味や関心を高めることが重要です。

【具体的な取り組み】

具体的な取り組み・施策	
・ぴよちゃんカードの発行	新規・継続
・ブックスタート事業の実施	新規・継続
・保護者に対しての絵本講座の実施	新規・継続
・読み聞かせから一人読みのきっかけづくりと「家読」の取り組みの推進	新規・継続
・読書ノート、読書日記の配布	新規・継続



ぴよちゃんカード



ブックスタートパック

(2) 地域における読書活動の推進

山美湖図書室は、読みたい本を探し、読書の楽しみを得る事ができる場所であると共に、乳幼児期から読書に親しむ習慣を身につける事業を実施することができる施設の役割を担い、また、図書・読書に関する情報提供を積極的に実施し、読書活動の普及・啓発に努めます。

また、普段読書習慣のない方にも図書室に興味を持っていただけるように、本に記載されている内容をテーマにした工作教室や、人形劇などを通しての読書推進活動にも努めます。

【具体的な取り組み】

具体的な取り組み・施策	
・ 広報「やまびこ図書室」発行の継続と計画的な蔵書の充実	新規・継続
・ 一般向けの講演会、工作教室、児童生徒向けの人形劇や映画鑑賞会など読書推進事業の実施	新規・継続
・ 道立図書館や他市町村と連携し図書の相互貸し借りや情報共有	新規・継続
・ 読書に関するレファレンスサービスの充実	新規・継続
・ 春の子ども読書週間や夏休み子ども企画展示の実施、季節の装飾と特別展示の実施	新規・継続
・ 壮瞥町図書フェスティバルの実施	新規・継続
・ 壮瞥町・フィンランドコーナーの充実	新規・継続



図書フェスティバルでの読み聞かせ

(3) 学校等における読書活動の推進

学校や保育所では、子どもの発達段階に応じ、その都度適切な本を紹介・指導するとともに、計画的・継続的に読書活動を推進する多数の機会があります。

保育所における絵本や物語の読み聞かせなどを通じて様々な本に触れる機会を増やすことが望めます。小学校、中学校、高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等を通じて、子どもの望ましい読書習慣の形成を図り、計画的に学校図書館を活用することで、読書活動への興味関心を広げることがあります。各学校へは山美湖図書室の蔵書を定期的に貸出し、学校図書館と山美湖図書室が互いに蔵書量・知識補完をしていけるような相互関係に努めます。

【具体的な取り組み】

具体的な取り組み・施策	
・ 読み聞かせや、「朝の読書」の実施	新規・継続
・ 学校図書館有効活用の指導と啓発活動の実施	新規・継続
・ 各学校への定期的な移動図書の実施	新規・継続
・ 学校ブックフェスティバルの実施	新規・継続
・ ブックトークや読み聞かせの実施	新規・継続



学校ブックフェスティバル



小学校での読み聞かせ

2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

(1) 山美湖図書室及び学校図書館における取組

壮瞥町では、読書活動推進計画に基づく様々な事業を実施していますが、子どもたちが読書や本に親しみを感じるような読書活動が図られるよう、取り組みを行い、引き続き山美湖図書室、子育て支援センター、保育所、学校等における読書活動の実態を踏まえ、乳幼児期からの子どもの読書環境づくりの充実に努める必要があります。

学校図書館の有効活用により、読書活動を一層充実する必要があります。また、学校図書館は、子どもたちにとって心の居場所となる「いつでも開いている図書館」であることが求められることから、司書教諭や担当教員を中心に、計画的・継続的な整備・充実に努めます。

【具体的な取り組み】

具体的な取り組み・施策	
【山美湖図書室】 ・ 壮瞥町子ども読書活動推進計画をホームページに掲載	新規・継続
【山美湖図書室】 ・ 図書ボランティア、読み聞かせボランティアの人材育成	新規・継続
【山美湖図書室】 ・ 児童書、絵本、キッズコーナーの充実	新規・継続
【山美湖図書室】 ・ 小中学生に興味関心の高い、漫画図書の購入	新規・継続
【学校図書館】 ・ 学校図書室のデータベース化、図書整理の実施	新規・継続
【学校図書館】 ・ 学級文庫の充実や多目的スペースへの読書コーナーの設置	新規・継続
【学校図書館】 ・ 学校図書館図書標準の達成に向けた図書整備の実施	新規・継続

添 付 資 料

- 1 令和元年度～令和5年度図書室利用記録
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 3 全国学力・学習状況調査結果 壮瞥町教育委員会
(令和5年度読書に関する状況を抜粋)

令和元年度～令和５年度 図書室利用記録

■ 図書室稼働日数、平均利用人数、平均貸出冊数等

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
町人口	2,469人	2,408人	2,376人	2,359人	2,364人
開館日数	318日	315日	355日	355日	352日
１日当たりの平均利用人数	12.7人	7.1人	7.8人	7.2人	9.0人
１日当たりの平均貸出冊数	30.0冊	28.8冊	27.5冊	25.4冊	24.8冊
住民１人当たりの平均貸出冊数	3.9冊	3.8冊	4.1冊	3.8冊	3.7冊

※町人口は、各年度末（３月３１日）の人数である。

■ 図書室来館者数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
人 数	4,003人	2,506人	2,552人	2,547人	2,925人

■ 図書分室来館者数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
人 数	334人	185人	221人	288人	238人

■ 図書一般貸出数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
貸出冊数	8,473冊	9,067冊	9,769冊	9,006冊	8,715冊
人 数	1,943人	1,733人	1,743人	1,864人	1,855人

■ 蔵書数（図書分室を含む。）

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
蔵書数	20,645冊	21,096冊	20,366冊	20,931冊	20,957冊

■ 図書ボランティア参加数

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
登録人数	16人	14人	14人	15人	11人
参加延人数	294人	225人	257人	350人	283人

※図書ボランティアの登録人数は、各年度末（３月３１日）における登録者数である。

子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

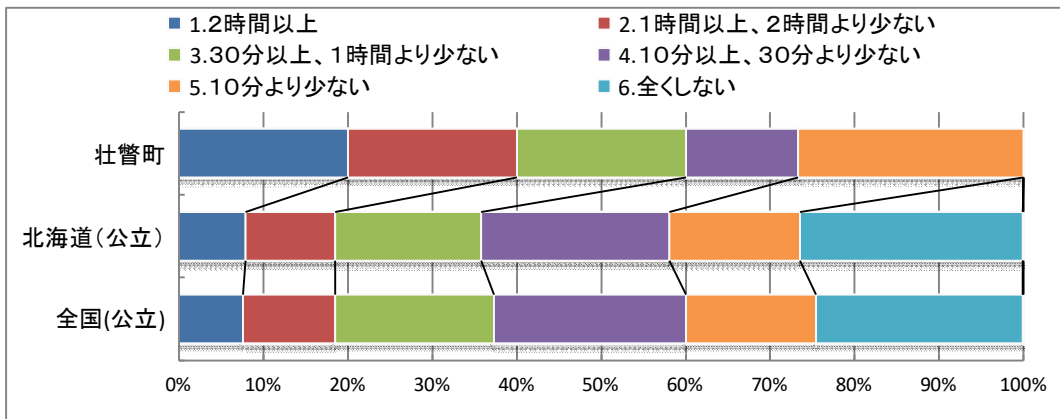
この法律は、公布の日から施行する。

全国学力・学習調査結果 読書に関する状況を抜粋

読書に関する状況－小学校

・読書時間は、全道・全国に比べ多い傾向で、特に2時間以上読書する児童は、全道・全国の約2倍です。読書を全くしない児童もいないことから、確実に読書習慣がついていることが確認できます。これからも引き続き、読み聞かせやブックトーク、移動図書等をして、児童に読書の大切さを伝え、読書に興味・関心を持たせるための読書機会の継続、充実に努めます。

5－1. 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)



読書に関する状況－中学校

・読書する時間は全道・全国と比較して、少ない傾向にあります。
特に、2時間以上の読書する生徒が全くいません。これからも引き続き、壮瞥町図書室からの移動図書を行うとともに、生徒が読書の大切さに気付き、興味・関心を持ってもらえるような新しい取り組みをする必要があります。

5－1. 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)。

